

事業者の指定申請手続きの流れ

①塩竈市へ指定の申請

- ・指定を受けようとする事業者は、指定事業者事業実施計画書その他の事項等を記載した申請書を塩竈市へ提出します。
- ・注1 新規立地促進税制は、法人のみ適用です。
- ・注2 新規立地促進税制においては、指定法人事業実施計画書の提出が必要。



②塩竈市による指定

- ・事業者からの指定の申請に基づき、指定要件を満たしているか審査のうえ、指定を行います。



③指定にかかる事業の実施状況報告

- ・指定事業者は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後1か月以内に、塩竈市に提出します。



④塩竈市による認定書の交付

- ・塩竈市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、事業実施状況報告書の提出を受けた日から1か月以内に、指定事業者に対して復興推進事業の認定に係る認定書を交付します。